

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和2年12月14日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
厚生年金保険関係	4件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900227 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000044 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 18 年 5 月から平成 19 年 3 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 18 年 5 月から平成 19 年 3 月までの標準報酬月額については、28 万円から 38 万円とする。

平成 18 年 5 月から平成 19 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 18 年 5 月から平成 19 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 4 月 12 日から平成 19 年 4 月 1 日まで

A 社に勤務していた請求期間に係る標準報酬月額が、実際の給与の支給額や控除されていた厚生年金保険料額と相違しているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成 18 年 5 月から平成 19 年 3 月までの期間については、請求者及び A 社が提出した平成 18 年 12 月から平成 19 年 3 月までの期間に係る賃金台帳、請求者が提出した B 銀行の預金取引明細、C 市が提出した平成 19 年度市民税・県民税課税証明書並びに請求者が請求期間の前後に勤務していた事業所が提出した平成 18 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが確認できることから、平成 18 年 5 月から平成 19 年 3 月までの標準報酬月額については、28 万円から 38 万円とすることが必要である。

平成 18 年 5 月から平成 19 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 18 年 5 月から平成 19 年 3 月までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付

していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成 18 年 5 月から平成 19 年 3 月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成 18 年 4 月については、A 社の回答によると、同社は平成 18 年以前の賃金台帳を保管しておらず、請求者が提出した B 銀行の預金取引明細の平成 18 年 4 月に係る給与振込金額、C 市が提出した平成 19 年度市民税・県民税課税証明書に記載された給与支払金額及び社会保険料額並びに請求者が請求期間の前後に勤務していた事業所が提出した平成 18 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により推認される平成 18 年 4 月に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額を上回っていないことが認められる。

このほか、請求者の平成 18 年 4 月に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成 18 年 4 月において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900252 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000045 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 18 年 12 月から平成 20 年 8 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 18 年 12 月から平成 20 年 8 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 18 年 12 月から平成 20 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 18 年 12 月から平成 20 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 20 年 1 月から同年 8 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 20 年 1 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成 20 年 1 月から同年 8 月までの訂正後の標準報酬月額 (第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 18 年 12 月から平成 19 年 5 月まで	22 万円	28 万円	—
平成 19 年 6 月から同年 8 月まで	22 万円	30 万円	—
平成 19 年 9 月	22 万円	28 万円	—
平成 19 年 10 月から同年 12 月まで	22 万円	32 万円	—
平成 20 年 1 月から同年 8 月まで	22 万円	30 万円	32 万円

- 3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 52 年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 12 年 10 月 16 日から平成 20 年 9 月 1 日まで

A 社に勤務していた請求期間の標準報酬月額が、実際の給与の支給額や控除されていた厚生年金保険料額と相違しているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成 18 年 12 月から平成 20 年 8 月までの期間 (次の表の第一欄に掲げる期間) については、A 社が提出した賃金台帳及び請求者が提出した B 銀行の取引明細により確

認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額（次の表の第二欄に掲げる標準報酬月額）を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 18 年 12 月から平成 20 年 8 月までの標準報酬月額については、前述の賃金台帳及び取引明細により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

平成 18 年 12 月から平成 20 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 18 年 12 月から平成 19 年 5 月まで	22 万円	28 万円	—
平成 19 年 6 月から同年 8 月まで	22 万円	30 万円	—
平成 19 年 9 月	22 万円	28 万円	—
平成 19 年 10 月から同年 12 月まで	22 万円	32 万円	—
平成 20 年 1 月から同年 8 月まで	22 万円	30 万円	32 万円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 18 年 12 月から平成 20 年 8 月までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成 18 年 12 月から平成 20 年 8 月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成 20 年 1 月から同年 8 月までの期間については、A 社が提出した賃金台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額については、上記 1 の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、前述の賃金台帳によると、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、平成 12 年 10 月から平成 18 年 11 月までの期間について、前述の取引明細により振込金額が確認できる期間（平成 16 年 6 月分から平成 18 年 11 月分までの給与）については、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い報酬を支払われていたことがうかがえるものの、記載された振込金額からは各月の厚生年金保険料控除額及び報酬月額につ

いて確認又は推認することができない。

また、A社の回答によると、同社は平成18年以前の賃金台帳を保管しておらず、請求者の請求期間における住所地であるC市及びD市は、保存期間経過のため請求期間に係る課税資料を保管していない旨回答しており、請求者自身も給与明細書等を所持していないことから、請求者の平成12年10月から平成18年11月までの期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の平成12年10月から平成18年11月までの期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成12年10月から平成18年11月までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900266 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000046 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 16 年 4 月から平成 21 年 8 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 16 年 4 月から平成 21 年 8 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 16 年 4 月から平成 21 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年 4 月から平成 21 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 20 年 1 月から平成 21 年 8 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 20 年 1 月から平成 21 年 8 月までの標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成 20 年 1 月から平成 21 年 8 月までの第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額 (第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 16 年 4 月から平成 19 年 7 月まで	30 万円	41 万円	—
平成 19 年 8 月	34 万円	41 万円	—
平成 19 年 9 月から同年 12 月まで	34 万円	44 万円	—
平成 20 年 1 月から平成 21 年 8 月まで	34 万円	38 万円	44 万円

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 7 年 10 月 23 日から平成 21 年 9 月 1 日まで

A 社に勤務していた請求期間に係る標準報酬月額が、実際の給与から控除されていた厚生年金保険料額と相違しているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成 16 年 4 月から平成 21 年 8 月までの期間 (次の表の第一欄に掲げる期間) については、請求者が提出した給与明細書並びに A 社及び請求者が提出した賃金台帳によ

り確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、第二欄に掲げるオンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成16年4月から平成21年8月までの標準報酬月額については、前述の給与明細書及び賃金台帳により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

平成16年4月から平成21年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成16年4月から平成19年7月まで	30万円	41万円	—
平成19年8月	34万円	41万円	—
平成19年9月から同年12月まで	34万円	44万円	—
平成20年1月から平成21年8月まで	34万円	38万円	44万円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年4月から平成21年8月までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成16年4月から平成21年8月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成20年1月から平成21年8月までの期間については、A社及び請求者が提出した賃金台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額について、上記1の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、前述の賃金台帳によると、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、平成7年10月から平成16年3月までの期間については、B銀行が提出した請求者に係る預金取引明細により、A社（平成9年9月5日の振込みまではC社）からの振込金額は確認できるものの、当該振込金額からは各月の厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認又は推認することができない。

また、A社の回答によると、同社は平成18年以前の賃金台帳を保管しておらず、請求者の



請求期間における住所地であるD市及びE市は、保管期限経過のため請求者に係る課税資料を保管していない旨回答しており、請求者自身も平成7年10月から平成16年3月までの期間に係る給与明細書等を所持していないことから、請求者の平成7年10月から平成16年3月までの期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の平成7年10月から平成16年3月までの期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成7年10月から平成16年3月までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000058 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000047 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 14 年 12 月から平成 19 年 5 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 14 年 12 月から平成 19 年 5 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 14 年 12 月から平成 19 年 5 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 14 年 12 月から平成 19 年 5 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 15 年 7 月から平成 16 年 8 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 15 年 7 月から平成 16 年 8 月までの標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成 15 年 7 月から平成 16 年 8 月までの第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額 (第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 14 年 12 月から平成 15 年 4 月まで	22 万円	30 万円	—
平成 15 年 5 月及び同年 6 月	22 万円	38 万円	—
平成 15 年 7 月から同年 10 月まで	22 万円	30 万円	38 万円
平成 15 年 11 月から平成 16 年 8 月まで	22 万円	34 万円	38 万円
平成 16 年 9 月から平成 19 年 3 月まで	22 万円	34 万円	—
平成 19 年 4 月及び同年 5 月	26 万円	38 万円	—

## 第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 14 年 12 月 12 日から平成 19 年 6 月 1 日まで

A 社に勤務していた請求期間に係る標準報酬月額が、実際の給与の支給額や控除されていた厚生年金保険料額と相違しているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

- 1 請求期間 (次の表の第一欄に掲げる期間) について、請求者が提出した給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、第二欄に掲げるオンラ

イン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

請求期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成14年12月から平成15年4月まで	22万円	30万円	—
平成15年5月及び同年6月	22万円	38万円	—
平成15年7月から同年10月まで	22万円	30万円	38万円
平成15年11月から平成16年8月まで	22万円	34万円	38万円
平成16年9月から平成19年3月まで	22万円	34万円	—
平成19年4月及び同年5月	26万円	38万円	—

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成15年7月から平成16年8月までの期間については、請求者が提出した給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額について、上記1の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、前述の給与明細書によると、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000155 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2000010 号

## 第 1 結論

平成 16 年 6 月から平成 17 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 59 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 6 月から平成 17 年 3 月まで  
平成 16 年に会社を退職した後、国民年金の免除申請を行ったが、年金記録に反映されていない。請求期間を国民年金保険料の申請免除期間に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

日本年金機構が保管する請求者に係る「国民年金保険料免除申請書 (全額・半額)」(以下「免除申請書」という。)によると、平成 16 年 11 月 12 日付けで保険料の免除申請 (全額免除) が行われていること及び全額免除の基準に該当しなかった場合は半額免除の申請を希望する旨の申請が行われていることが確認できるものの、当該免除申請書によると、請求者の免除申請は、審査の結果、却下とされていることが確認でき、また、請求期間当時の免除基準にも該当しないことから、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が免除された事実はない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。